様式２－１

団体の概要

（令和７年１月２３日現在）

（ふりがな） 団体名	（しゃかいふくしほうじんかながわけんきょうさいかい　　） 社会福祉法人神奈川県匡済会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
（ふりがな） 名称	（　　）
所在地	〒245-0016 神奈川県横浜市泉区和泉町 6181 番 2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 （市税納付状況調査（様式６同意書による）に使用します）
設立年月日	大正７年１０月１１日
沿革	第１次世界大戦を機に生じた急激な産業化の進展等による社会の歪みの拡大を背景に、全国各地で「米騒動」が勃発した。こうした状況に対して、「富める者（資産があり、社会的地位の高い者）には、それに伴う社会的責任と公共的義務がある（ノーブレス・オブレジ）」との崇高な理念のもと、横浜の財界人が中心となって寄付金を集め、市民の困窮救済を目的に、大正７年（１９１８年）１０月に本会は設立された。 〇大正 7 年 10 月 11 日：神奈川県知事を会長に本会前身の「神奈川県救済協会」創立 〇大正 8 年 12 月 10 日：「社団法人神奈川県匡済会」へ改称 〇昭和 3 年 2 月 8 日：半官半民組織から民間組織へ改編（民間初代会長:原富太郎） 〇昭和 27 年 5 月 2 日：「社会福祉法人神奈川県匡済会」への改組を経て現在に至る。
事業内容等	１．横浜市生活自立支援施設はまかぜの受託経営 （1）自立相談支援事業、(2) 一時生活支援事業、(3) アウトリーチ事業 ２．中区寿地区生活支援事業 （1）仕事チャレンジ講座（生活・社会・技能習得訓練）実施事業 （2）寿地区高齢者健康維持推進事業「寿でぃ ふれあいの広場」（法人自主事業） ３．保育所の経営 （1）寿福祉センター保育所、(2) 新山下二丁目保育所、(3) 大倉山保育園 ４．老人福祉施設の経営 （1）養護老人ホーム白寿荘、(2) 養護老人ホーム野庭風の丘、 （3）特別養護老人ホーム白寿荘 ５．地域ケアプラザの受託経営 （1）横浜市十日市場地域ケアプラザ、(2) 横浜市踊場地域ケアプラザ ６．老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘の受託経営 ７．救護施設横浜市浦舟園の受託経営

	８．横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業			
財務状況 ※直近３か年の事業年度分	年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	総収入	2,727,415,035	2,829,256,719	2,878,525,025
	総支出	2,652,806,582	2,830,417,327	2,809,130,704
	当期収支差額	74,608,453	－1,160,608	69,394,321
	次期繰越収支差額	1,131,790,929	1,169,417,439	1,219,824,490
連絡担当者	【所　属】[redacted] 【氏　名】[redacted] 【電　話】[redacted] 【ＦＡＸ】[redacted] 【E-mail】[redacted]			
特記事項	なし			

様式ア

事　業　計　画　書

1　運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

「地域の皆様に安心と楽しさを提供し、信頼を得る存在になる」

平成 11 年に開所して以来、介護保険制度の導入や地域包括支援センターの設置等、ケアプラザを取り巻く環境は変化してきましたが、地域ケアプラザが地域における福祉保健の最も身近な窓口であり、拠点であることは変わっていないと考えています。世代に関係なく、担当エリアである中田地区、しらゆり地区、またその周辺にお住いの方まで含めて、すべて事業の対象者と考え対応していきます。すでに、高齢者、子ども、障碍者それぞれを対象にした自主事業を複数行っていますが、時代の変化に合わせて、現行事業の見直しや、廃止、新規事業の企画を行っていきます。現在行っている子ども食堂に対する支援や、戸塚高校定時制との連携事業をより一層推進していきます。

地域包括ケアシステムに関しては、これまでケアプラザが地域に関して行っていた取り組みと大きな差異はないと考えています。特に地域ケアシステムで大きく取り上げられている、認知症、生活支援活動、医療・介護の多職種連携については、当プラザでも重要課題と認識し積極的に取り組んでいきます。特に認知症への取り組みについては、エリア内にある二つの認知症カフェの地域への浸透と認知症への理解を進めていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報取集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当エリアである中田・しらゆり地区は、江戸時代から続く農村から発展した地域であり、血縁・地縁を中心とした地域社会を基に町内会活動等の地域活動が活発な地域です。一方で戸塚駅から 1～3 駅という環境は十分都内への通勤圏内であり、特に横浜市営地下鉄の戸塚～湘南台の開通や長後街道の整備以降は都市化が進み、子育て世代を中心とした若い世代（新住民）が転入しています。

現在の中田しらゆり地区はいわば古い地域性と新しい地域性が混在するような状態となっており、今後も活発な地域活動を継続することが出来るポテンシャルは備えているものの、混在しているからこその課題も見受けられます。

・地域活動の担い手が高齢化する一方で、新住民の地域活動に関する理解が得られにくい。
・戸建てが多く、独居高齢者や高齢者世帯では様々な生活課題が見受けられる（ゴミだし、庭の管理等）。一方で子供を頼って地方から転入してくる高齢者も多く、慣れない環境で孤立する恐れが

ある。
・新住民は地域のネットワークが少なく、特に子育てに関しては親や親類から離れているため孤立する恐れがある。
・地形的には特にしらゆり地区で坂が多く高齢者の閉じこもりの要因となりうる。

以上の課題に対する具体的な取り組みとしては
・地域ケアプラザにありがちな高齢者対象の事業だけを行うのではなく、旧住民と新住民が交流できるような幅広い世代が参加することができる事業を展開していく。また、地域性から生まれる生活課題に沿った自主事業を展開していく。
・「地域の皆様に安心と楽しさを提供し　信頼を得ること」を目標に、多くの地域の皆様にケアプラザを利用していただき、気軽に相談をしていただける雰囲気を作る。
・開所以来 25 年間、地域の皆様と一緒に活動して築き上げた関係を活かし、町内会や老人会、民生委員児童委員等々、さまざまな地域団体と連携を取って活動を行う。
・地域活動ホーム「かがやき」や子育て拠点「すきっぷ」など地域の障がい団体、子育て団体とも連携を取り協働していく。
・子育て支援ネットワークの一員として子育てに関する事業を推進するとともに、児童虐待防止にむけて虐待防止の啓発や早期発見に努める。
・「いずみサポートプロジェクト」や「中田を耕す会」を通して施設や企業と地域との結びつきを強めるとともに地域貢献の機会を創出します。

地域の福祉保健の拠点として、地域の皆様と一緒に活動する一方で、専門施設としての職責を果たしたいと考えています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、担当するエリアは小地域ですがすべての住民を対象とするため、課題も多岐にわたります。その課題に合わせて、地域の専門施設をパートナーとして連携し活動していきます。
同じ施設にある福祉作業所「ゆう」との連携や、近隣障碍者施設のパン販売など、地域の施設との連携をこれからも進めていきます。
包括支援センターや地域活動交流では、これまでも区内ケアプラザ合同事業を開催してきましたいちケアプラザでは開催が困難なものや区民への PR など合同で取り組むべきものは区内のケアプラザで連携して取り組んでいきます。また、各専門職のスキルアップの場として、コーディネーター連絡会や包括スタッフ会等を活用していきます。

(4) 合築施設との連携について（下和泉地域ケアプラザのみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

２　団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

＜神奈川県匡済会事業運営の『基本理念』＞

「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」

大正１０年、労働者宿泊所として建設した『横浜社会館』の開所式で、左右田喜一郎初代館長の挨拶で会館運営の方針として述べられた思想が、本会の事業運営に引き継がれて現在の『基本理念』となっている。

＜基本方針＞

☆　利用者の立場に立った最高の福祉サービスを提供することによって、利用者のたくさんの笑顔があふれる匡済会を創り上げる。そして「この笑顔」こそを、私たち匡済会メンバーの喜びとする。

☆　「誠実で、公正な行動」を信念とする匡済会であり続け、「利用者・社会の信頼」を宝とする。

☆　健全経営に徹し、利用者・ご家族・匡済会メンバーに対し、継続的な経営という責任を果たす。

☆　メンバーの一人ひとりが、＜職制・業務＞の枠を越えて、「経営の目的」と「自分の目標」を実現していこうとする「思いと行動」にあふれる匡済会を創る。

☆ メンバーが互いに、その人間性を尊重する事によって、活き活きと働く事ができる匡済会を創る。

＜業務実績等＞

神奈川県匡済会は大正７年、第一次大戦後の経済格差社会の中で、横浜財界人の寄付により、市民の貧困救済を目的として設立以来、その時々の社会的課題の解決に向けた社会福祉事業と社会的弱者の生活支援業務を展開してきた。

1.　大正期　（第一次大戦後復旧事業、関東大震災震災復旧事業実施と社会的弱者生活支援業務）

①　大正７年､第一次大戦後の格差社会の中で生活に困窮する人達への生活支援対策として｢公設市場｣｢市営住宅｣の建設事業。大正 10 年、戦後恐慌の中で横浜開港を支えた自由労働者への住居の提供、自立支援を目的とした「横浜社会館」の建設運営事業と低所得労働者への自立支援業務を実施。

②　大正 12 年の関東大震災においては、横浜社会館での被災者の臨時震災救護事業、震災後の失業者、野宿者の短期保護施設の運営等、震災復旧事業と社会的弱者救済業務を実施。

2.　昭和期　（第二次大戦の戦災復旧事業、高度成長期関連事業の実施と社会的弱者生活支援業務）

①　第 2 次大戦後の混乱期⇒横浜駅前等の天幕村設営や、社会館での浮浪児童の一時保護事業の他、『金沢郷』の開設運営による海外引揚者保護事業等、戦災復旧事業と社会的弱者生活支援業務の実施。

②　社会福祉関係法施行後の実績は、昭和 38 年、核家族化社会での高齢者生活支援を目的に老人福祉法による養護老人ホーム「白寿荘」を開所、また、昭和 40 年、高度成長期に横浜の街づくりを支えた

港湾労働等日雇い労働者の生活を支援する勤労者宿泊施設「南浩生館」の事業運営や、昭和 43 年、「寿福祉センター」を開所し、寿町に於ける隣保事業・保育所事業を実施するなど児童福祉、老人福祉、生活保護関連事業、社会的弱者生活支援業務を実施した。

3.　平成期　（社会福祉法に基づく社会福祉事業実施と、ホームレス自立支援業務）

①　平成 15 年、社会的弱者の自立支援事業の実績から、横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の運営を受託、平成 18 年には救護施設　横浜市「浦舟園」を受託。また、昨今の児童虐待問題等、子育て支援の必要性に鑑み、平成 23 年、横浜市より大倉山保育園が民間移管され本会の保育園として運営。平成 28 年には第 2 館目となる養護老人ホーム野庭風の丘の運営を開始し、各種の社会福祉事業を 11 事業所で実施している。

4. 令和期　（コロナ禍後の高齢者見守り事業）

①　令和 5 年１０月、十日市場ヒルタウンにおける横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（LSA）業務を受託。

②　続いて、令和 6　年 4 月より十日市場ヒルタウンに所在する高齢者用市営住宅等援助員派遣事業を受託。十日市場地域ケアプラザ包括支援センターとの情報交換を密に関係部署、地域住民との関係構築を進めて高齢者の見守り事業を実施している。

５．令和５年度の状況　（重要業務の執行状況）

①概況と総括

2023年度概況報告と総括

「新型コロナウィルス感染症」は、2023年5月にようやく、感染症法上の5類へ移行し、コロナ禍明けと期待されたが9月に養護老人ホーム野庭風の丘でご利用者、職員合わせて60名を超えるクラスターが発生し、各事業所では緊張感をもった施設運営の継続となった。また、ロシアの軍事進攻等外部環境の変化が食費、光熱費高騰に拍車をかけ施設運営への悪影響が懸念された。

福祉事業合計 事業活動資金収支差額(キャッシュフロー)の前期、赤字決算を教訓に、各事業所は年初予算達成に向けて足下の収益構造に拘り、特に介護保険事業に関わる踊場地域ケアプラザ通所事業(デイサービス)での加算獲得、特別養護老人ホーム白寿荘では部門連携を強化して黒字化。保育所では一時保育強化を目指して安定的な収益を確保し、また、事業全般にわたり水道光熱費の節減に努め、国のエネルギー政策、行政による物価高騰補助金の支給も相まってキャッシュフローは、前年に比較して大幅な黒字となった。このように各事業所では、細部を突き詰める運営を心掛け、また、未来志向の中長期計画「KKF2030＜K:ｶﾅｶﾞﾜｹﾝK:ｷｮｳｻｲｶｲF:ﾌｭｰﾁｬｰ2030＞デザイン」の最優先課題である人事評価制度再構築に向けて運用面では、「自己スキルチェック研修」を実施して全職員の制度理解を求め、事業所代表によるワーキングチームが法人ビジョンを策定し、事業所ビジョン、事業計画、組織図を一気通貫させる組織能力強化に努めてきた。

いわば、外部環境を機敏に捉えて、法人全体の４つの経営資源(ヒト、ブランド、カネ、システム)と事業所の6つの重要課題を整理、相関させた事業計画を基本理念を中心に、職員、ご利用者・ご家族、地域社会の満足を求めて法人の価値を高める価値向上好循環サイクルに乗せて、ビジョン達成に向かう構図を仕上げた1年となった。

社会福祉法人 神奈川県医済会

②ＫＫＦ２０３０ビジョン（法人の未来予想図）

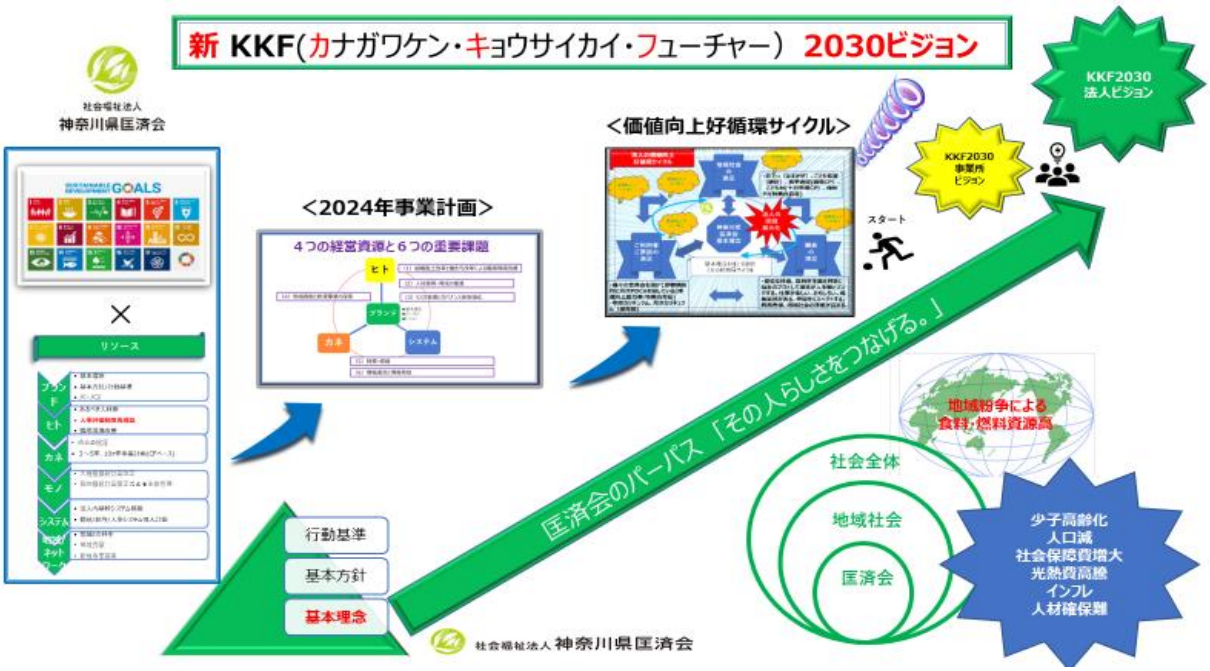

③事業計画評価（本部×事業所）

令和５年度　（１）事業計画評価 ①本部×事業所 KKF2030の進捗

社会福祉法人 神奈川県匡済会

４つの最重要課題(本部)と６つの重要課題(事業所)

【ブランド×ヒト×システム×カネ】をベースに各事業所課題を整理

KKF2030推進

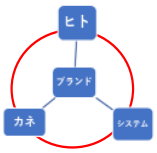

【本部】４つの最重要課題

KKF2030において、法人存続の為**【ブランド】**価値を中心とし好循環サイクルを回す。

【ヒト】【カネ】【システム】を大項目フレームとして整理し、最優先で取り組む設計で立案する。

×

【事業所】６つの重要課題

①組織風土改革と働き方改革による職場環境改善
②人材採用・育成の推進
③リスク管理とガバナンス体制強化
④地域貢献と新規事業の探索
⑤財務・修繕
⑥情報還流と情報発信

重要課題　法人全体の一体感の醸成

その人らしさをつなげる

④事業計画評価（本部最重要課題）

令和５年度（１）事業計画評価 ②本部最重要課題の評価

ブランド ○
・基本理念/パーパスの浸透
・KKF2030ビジョンの策定による一体感の醸成
【事業所ビジョン/法人ビジョン】

ヒト ▲
・ワーキングチーム（職場代表者）を主体とした「人事評価再構築」の推進
・本部組織改革相互理解と共有共感

カネ ▲
・安定性の確保
【事業収支改善/事業収支加算改善】
・事業収支予算精緻化
・未来的価値創造に向けた事業シミュレーション

システム ○
・法人基幹システム連携強化
・ICTソリューションの実現
・法人システム運用ルールの安定化

ブランド ○

- 基本理念、パーパスの浸透【組織横断フォーラムの実施】×
  【個人目標管理シートでの相互確認】
  ▲役職者に導入。
- KKF2030ビジョン
  【事業所ビジョンの策定】 ○
  【法人ビジョンの策定】 ○
  【ビジョンによるマネジメント】×
  ※「７つの習慣」、「やる気の正体」×

ヒト ▲

- 正しい人事評価
  【ワーキングチーム・ 管理者による人事評価制度再構築】▲運用面から着手
- 人材研修BANK検討 ×
  【ワーキングチーム中心に 具体策の策定】
  多様性のある人材採用 ×
  【障害者雇用促進、外国籍雇用検討】
- 本部組織改革 ▲
  【業務移管整理と事業所支援強化】

カネ ▲

- 介護事業収益改善策構築 ▲
- 中期シミュレーション ▲
  【事業別収支予測、人件費、修繕費推移予測】 浜銀総研資料をベースとした理解
  【新規事業シミュレーション】×
- 財務収益構造理解啓蒙 ▲浜銀総研資料
- 月次管理会計構築 ▲予実管理、コックピット経営始動
- 長期財務計画策定 ▲浜銀総研資料
- 省エネ化推進 ○

システム ○

- 法人基幹システム構築 ○ システム導入のタイムスケジュール化
- ICT環境整備(情報セキュリティ最優先) ○フォーティゲート実装
- 情報管理体制強化 ○本部経営企画担当によるICT計画推進以下同じ
- ネットワーク環境構築 ○
- システムリプレイス ○
- 一元管理体制 ○
- ICTヘルプデスク開設 ○

■上記は、４つの経営資源ごとに年初設定した最重要課題を星取り表(○△×）で表したもの。
【ブランド】 10/18法人ビジョン発表会で事業所代表者によるワーキングチームが「法人ビジョン」を確定させ、組織浸透フェーズに入った。
【ヒト】　人事評価制度運用面平準化のため、２～３等級正職員130名を対象として、計８回「自分のスキルチェック研修」を実施。評価者と被評価者双方による制度理解を進めた。
本部組織改革は、継続課題として次年度スタート時に組織変更。
新卒者6名(はまかぜ、養護白寿荘、大倉山保育園、新山下二丁目保育所各１名、寿福祉センター保育所2名)を採用。
障碍者法定雇用率 3.0%＜基準2.3％→24年4月2.5%→26年7月2.7 %へ改定＞
BCP･DIG訓練、能登半島地震直後の簡易トイレ、ブルーシート目張り対応訓練。救命講習の継続(23名、2012年から累計344名受講)。内部監査の実施。安否情報訓練５月実施。
【カネ】　社会福祉事業計CF年初予算8百万円に対し、物価高騰補助金の支給と省エネに努め上振れ着地。介護保険事業での加算獲得、チーム連携による入所判断迅速化。引き続き、予実マネジメントサイクルを回していく。
【システム】ICTスケジュールに沿った運用し、特に情報セキュリティ強化を実行した。

⑤事業計画評価（事業所総括）

令和５年度　（１）事業計画評価 ③事業所総括

■措置事業　（はまかぜ・浦舟園・養護老人ホーム白寿荘・養護老人ホーム野庭風の丘

- はまかぜでは、平成27年生活困窮者自立支援法改正で隣保事業から公益事業へと変更となったが、従前通り、消費税非課税処理を継続してきた。業務費(指定管理料)を非課税から課税に改めると行政通知連絡があり、理事会、評議員会で定款変更をお諮りする一方で、本決算において課税処理に変更。さらに過去5年分を2024年度で一括処理予定。
- 水道光熱費の節減努力、物価高騰補助金の支給、事業予算見直しによる大幅な収支差額増で利益貢献大。リーダー、メンバー間の一体感醸成による運営がなされた。
- 白寿荘では音楽(ピアノ演奏)、バレエ、落語イベント開催を月例で再開し、ご利用者の脱日常の楽しみ、癒しにつながった。

■老人福祉施設　（緑ほのぼの荘）

- コロナ後の利用者増を目指して、大広間を活用する体操系、フレイル予防、週３回のカラオケ、教養講座を改編し人気を博す。利用者数33,678人(前年＋約7,000人)。

■介護保険事業　（特別養護老人ホーム白寿荘・踊場地域ケアプラザ・十日市場地域ケアプラザ

- 特別養護老人ホームは、チーム連携による入退所判断の迅速化と適正人員配置の効率化を進め、黒字化を確保した。
- 踊場地域ケアプラザの通所事業(デイサービス)では、新たな加算獲得で一致協力して黒字化させ、居宅支援事業で上乗せを図った。
- 十日市場地域ケアプラザでは、コロナによる利用控え減分をデイサービス、居宅支援事業ともに新規開拓に努めたがダウントレンドが上回り、厳しい決算となった。

■児童保育事業　（新山下二丁目保育所・寿福祉センター保育所・大倉山保育園

- 大倉山保育園は、医療的ケア児サポート園の認定を受け知見の蓄積となり行政、他園、大学等の他機関連携が深まり、インクルーシブ保育の概念が職員に浸透してきた。
- 寿福祉センター保育所では、障害児保育という特長の継続性担保のためアンテナを張り、一時保育の強化を目指して園運営にあたった。
- 新山下二丁目保育所のビジョンである～四季の物語りが生まれる園庭づくり の実現を目指して園庭改修に着手し、こそだてひろば、一時保育の拡大に努めた。

■高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業（十日市場ヒルタウン）

- 10月、十日市場ヒルタウンにおいて新たな高齢者見守り事業を受託し、十日市場地域ケアプラザ包括支援事業との連携を進める。

社会福祉法人 神奈川県匡済会

⑥事業所ビジョン

令和５年度　（２）事業所ビジョン:12事業所

社会福祉法人 神奈川県匡済会

■措置事業（はまかぜ・浦舟園・養護老人ホーム白寿荘・養護老人ホーム野庭風の丘

はまかぜ	同じ目的を持ち、胸を張って働ける職場作りと求められる支援、新しい支援を創出していく
浦舟園	その人らしさを認め合い、語りあえる環境を意識し、笑顔あふれる浦舟園を創る
養護老人ホーム白寿荘	自由な発想を原動力に　人としての喜び　そしてやすらぎを提供します
養護老人ホーム野庭風の丘	地域と人がつながり、一人暮らし高齢者が笑顔あふれる生活の場を創る　～支援を必要とする人が安心して暮らせる受け皿として～

■老人福祉施設（緑ほのぼの荘）

緑ほのぼの荘	利用者の方や実習生もスタッフも　ほのぼの荘に関わるすべての人が　明るく笑顔で過ごせる施設を目指す

■介護保険事業（特別養護老人ホーム白寿荘・踊場地域ケアプラザ・十日市場地域ケアプラザ

特別養護老人ホーム白寿荘	「介護」という一般的な価値観を、「かいご」という全く新しい価値に変える～やるべき「介護」から、自由な「かいご」へ～
踊場地域ケアプラザ	地域の皆さまに安心と楽しさを提供し　信頼を得る存在になる
十日市場地域ケアプラザ	神奈川県匡済会の運営する事業全ての利用者・家族・職員、及び多様な形で係わる人たちが、文化芸術を創造し、享受できる生活を営むことで職員とその周辺地域の人々が安寧に暮らしている　＞＞「文化」とは、芸術を核にして広がりを見せる概念＜＜

■児童保育事業（新山下二丁目保育所・寿福祉センター保育所・大倉山保育園

寿福祉センター保育所	ありのままを受け入れる保育姿勢で　利用者も職員も楽しい　ダイバシティな保育所になる
新山下二丁目保育所	四季の物語が生まれる園庭づくりで　～保育所の未来をなかまと創造する～
大倉山保育園	インクルーシブ保育と専門性の連携で～人とつながり未来を紡ぐ～

■本部

本部	匡済会の現在と未来を事業所とともに歩み、支援する黒子役（サポーター）に徹します

社会福祉法人 神奈川県匡済会

⑦法人ビジョン

令和５年度　（３）法人ビジョン

ワーキング
チーム
発信！

わたしたちは
あらゆるニーズを包みこむ
福祉プラットフォームで
あり続けます

事業の枠を超えて
わたしたちは
語りあい、認めあい、支えあう

2023.10.18 法人ビジョン発表会にて

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和５年度は、高齢者福祉事業を始め、指定管理事業、児童福祉事業、生活保護事業、生活困窮者自立支援事業と多岐にわたる事業を自主、受託併せて１２施設で行ってきた。法人全体の詳細は以下の通り。

令和５年度 事業活動資金収支状況

決　算　状　況

■2023年度事業活動資金収支差額

(百万円)

項　目	２０２３年度 実績	２０２３年度 年初予算	２０２２年度 実績	２０２４年度 年初予算
事業活動収入	2,864	2,827	2,759	2,912
事業活動支出	2,689	2,735	2,703	2,790
事業活動収支差額	175	92	56	122
社会福祉事業計収支差額	85	8	▲30	30
収益事業	90	84	86	92

※収益事業を含む事業活動資金収支差額合計は**年初予算比 83百万円　前年比 119百万円**

■収益状況について

：事業活動資金収支(CF) 推移グラフ

①はまかぜ含む**措置事業：112百万円、保育事業 :45百万円、介護保険事業：▲2百万円、本部：▲71百万円**で**社会福祉事業合計 :85百万円。収益事業：90百万円**を加えると**175百万円**となった。

②収益事業を除く社会福祉事業計の年初予算は、８百万円で臨んだ。さらなる水道光熱費の上昇を目論み、慎重な予算でスタートした。

③水道光熱費の節減努力、国のエネルギー政策、物価高騰補助金の支給により大幅な収支差額増となった。
＊収支改善要因 法人計 水道光熱費前年比 ▲33百万円＋補助金30百万円＝63百万円

④一方、適正な人員配置を担保するため、保育士、介護支援員、看護師の補充採用では、人材難によるリクルート費用増となっている。

⑤収益事業の土地賃貸は、3年契約の2年目。賃貸料約198百万円から税金、諸経費を控除し90百万円を確保。

■事業活動資金収支(CF) 推移グラフ

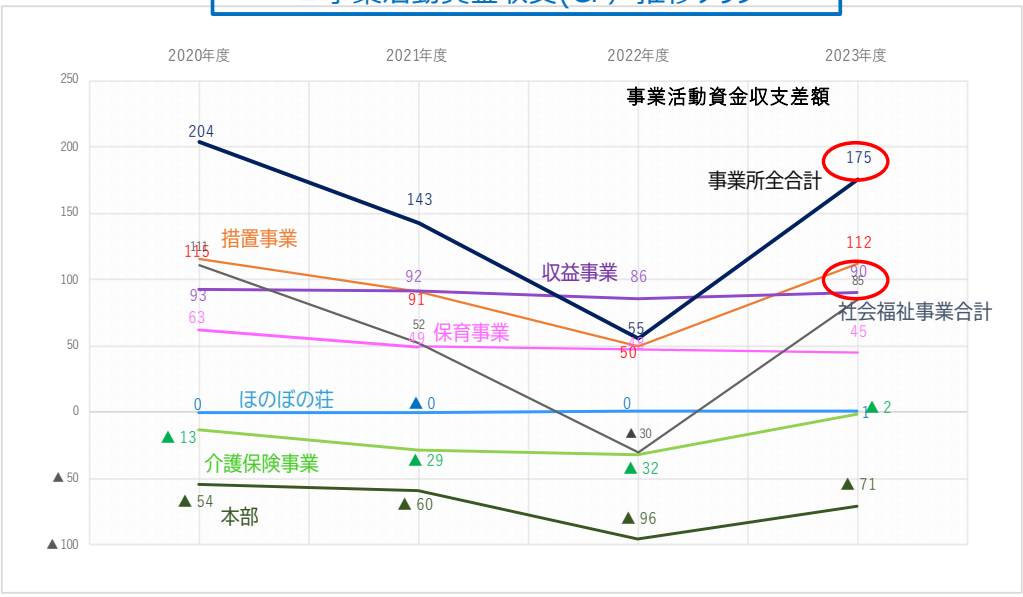

社会福祉法人 神奈川県匡済会

＜予算の執行状況＞

令和５年度社会福祉事業の資金収支の状況は、事業活動収入 2,864 百万円、事業活動支出 2,869 百万円、事業活動収支差額 １７５百万円(内、社会福祉事業：８５百万円＋収益事業 95 百万円)。

＜法人税等の滞納＞

収益事業に対する法人税、地域交流事業に対する消費税等を適正に納付し滞納はない。また、法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

＜財政状況の健全性＞

令和５年度も本部事務局内『内部監査室』による内部監査を実施した。全事業所を対象に経理・会計に関する監査を実施し健全性の確保を図っており、毎年経営状況をホームページ上で公表し、透明性に努めている。法人本部、各施設の会計全般については、会計事務所の指導・検査により厳正に行っている。

本部は、横浜社会館跡地の土地貸与収入による収益基盤をもち、本部活動への各事業からの費用支出はない。

＜安定した経営ができる基盤＞

本会は、『横浜社会館』跡地の土地貸与収入があり、①職員の人材育成・資格取得支援、②防災担当専門職員による事故防止・災害対策、③外部食品衛生専門機関による食品衛生管理等、利用者のサービス向上に投資が図れる等、安定した事業確保を可能とする収益基盤を有している。

　更に、職員への給与・福利厚生面にも配慮しており、本会正職員の平均継続勤務年数は 10.5 年と長く、安定した利用者サービスの提供ができている。

３　職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

＜所長について＞
所長は平成 11 年の開所時から踊場地域ケアプラザに地域交流コーディネーターとして配属され、平成 25 年より所長となっており、ケアプラザや地域の状況については精通しています。

＜職員について＞
地域活動交流コーディネーター、包括支援センターのリーダーについては、ともに経験が 15 年を超えるベテラン職員を配置しています。

＜職員の確保について＞
施設運営が長期となるなか、これまで職員の勤続年数が長くなり経験も豊富となっていましたが、一方で高齢化が進んでいました。これまで培ってきたケアプラザ業務のノウハウが途切れてしまわないよう、ベテランから新人までバランスの良い職員配置を行っていきます。また、万が一欠員が発生した場合には、法人他施設からの異動等にて速やかに必要な職員の確保を行ないます。
専門職、特に主任介護支援専門員の雇用が困難となっているため、居宅介護支援事業所では所属ケアマネジャーの資格取得を計画的に行っていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

法人全体での研修があり、「目標設定研修」や「災害研修（DIG 訓練）」等多岐にわたっています。職員は毎年「目標管理シート」を作成し施設長と共有し、個々の目標を設定し目標達成に向け外部研修等を受講しています。
施設単独では、年に 3 回「職員全体研修」を開催し、これまで接遇研修や防災研修等、職員が企画した研修を行っています。そのうち 1 回は必ず人権研修としています。
資格取得支援制度を設け、業務に必要な資格の取得の支援を行っています。この制度を利用し、職員の介護福祉士や居宅介護支援専門員の取得を促していきます。（準職員・非常勤も対象）

４　施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

開所後 25 年を越え、施設の老朽化に対する修繕の必要性が今後ますます高まると予想されます。そのため、毎月業務委託により行われる建物設備巡視点検により指摘を受けた要修繕箇所で、緊急性のある箇所から逐次修繕を実施し、大規模修繕計画と一緒に行うべきものと区分して効率的な修繕を実施します。
但し、老朽化を伴わない物であっても、時代の変化で機能が陳腐化してしまい、利用者の安全等に影響を及ぼすもの、安全であっても汚れ等で利用者が不快に感じるもの、エネルギー効率が悪く、省エネルギー対策や財務に影響するものについては改善を行ないます。指定管理料での購入・改修が困難な場合は、介護保険事業等の収益を財源とします。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

これまで法人では、元横浜市消防署職員を法人防災担当として配置し、法人独自の事故防止策や、防災への対応を積極的に推進してきました。
＜事故防止に対する意識＞
高齢者の送迎･入浴介助等を含むサービスを提供する通所介護事業では事故の危険性が高いため、毎月一回事故防止会議を開催し、ヒヤリハットを含む事故報告を協議することで、原因を職員全員で確認しあい、事故防止の意識を高めることで再発防止に努めていきます。実際に起こった事故については、全事業からスタッフを選出し、法人共通の事故分析シートを用いた多角的な事故分析を行い全事業で共有します。
1 年に 1 回、全職員が参加した施設危険場所点検を実施し、危険個所の把握と改善に努めます。
食品衛生の面では、調理員の月 1 回の検便を実施するだけではなく、法人独自で衛生コンサルタントと契約し、隔月の衛生点検を実施することで、食中毒の発生を防ぎます。
＜事故に対する対応＞
利用者の体調悪化や事故発生時には、利用者の安全確保を最優先し、速やかに家族及び関係機関へ連絡し、また利用者と家族の立場に立った誠意ある対応を行います。
法人では、コンプライアンス推進体制をとり事故に結びつくリスクに対してリスク管理委員会を設け事例検討等を行い防止に努めていきます。
＜防犯について＞
防犯に関しては、駅前施設である設置条件から、不審者の侵入を防ぐために、開館時の来所者への基本的な挨拶・声かけを実施し、また施設終了時には、施設内外の巡回点検を毎日実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア　福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害発生時には、緊急対応マニュアルにそって対応を行ないます。
行政より福祉避難場所開設の指示があった場合は、速やかにマニュアルにそって職員を参集し対応を行います。又これらについて職員に周知するとともに具体的な対応を経験するための訓練を実施します。
職員の参集については、法人独自の参集システムを運営しており、市内で、震度５強以上の地震が発生した場合、職員の携帯電話やスマートフォンに自動で、安否や参集の可否を確認するメールが発信されます。

イ　災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

福祉避難場所の備蓄に加えて、災害時に必要だと思われる物資を法人独自で購入してきました。
（発電機、蓄電器、飲料、食料、灯油、暑さ寒さ対策物資、移動式薪ストーブ、リアカー等）
施設近隣にレンタル倉庫を確保し備蓄を整備しています。そのため、施設が大きな被害を受けても備蓄を活用することが可能です。
今後も備蓄の整備を進め、地震などの災害時には余裕をもって地域の皆様に対応できる体制をつくります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

居宅介護支援事業所選定支援に当たっては、ハートページ等の情報を活用しながら、利用者ご本人及び、ご家族の意向を尊重することを第一に支援を行います。
まずは利用者の状況や望まれている生活を伺います。その中で介護支援専門員の役割と業務について説明を行います。そして男女の希望や自宅との距離感の希望などを伺います。さらに、事業所規模や併設施設などの説明も行います。その上で、それぞれの選ぶ際のメリット、デメリットも説明します。(例えば規模の大きい事業所は、担当とウマが合わなければ内部での交代も容易だが、大きいだけに人事異動などで交代になる可能性もあるなど）それぞれにある良い面悪い面から、ご本人たちがより負担感が少ないものを選択いただき､その中で２～３事業所に絞るようにしています。多くの選択肢を提示できるように､日頃より地域の事業者とは連絡会や相談を通じて関係性を作り、利用者本位の案内ができるように努めていきます。
介護保険サービス事業所選定に際しても、自法人を優先させることもなくご本人の意向を尊重することを重視した結果、他法人の事業所利用の比率が高いという現状があります。
介護保険事業所も地域の社会資源と考えており、その安定した事業の実施がひいては地域の充実につながると確信しており、今後も他の事業所と連携を図りながら、利用される方の意向を尊重した公正中立な選定を行っていきたいと考えています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

＜ニーズの把握と改善について＞

利用者へのアンケート調査を毎年実施し、その結果から上がった要望・課題点を部署内にて協議し改善に繋げていきます。通所介護では、サービス全体と給食に分けて満足度調査を実施し、その結果を介護者の懇談会で報告し、課題の改善について介護者を含めた話合いを持ちます。居宅介護支援・地域交流事業・包括支援センターは、それぞれのアンケート調査の実施後、改善すべき点を洗い出し対応策について協議します。又、施設全体に係る改善すべき課題が生じた場合は、事業責任者会議にて解決に向けた協議を行います。

＜苦情対応について＞

苦情が生じた場合は、各事業の苦情対応責任者により苦情の内容を真摯に受け止め、利用者の主訴に沿って解決に向けた対応を迅速に行います。それでも解決できない苦情については、施設長を含む責任者会議にて協議を行い対応します。

又、法人においては、苦情相談窓口として第三者委員の連絡先を設置し、その連絡先を掲示公表し苦情の相談が行いやすい体制とします。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

＜個人情報の保護への取組み＞

個人情報の保護については、新規採用時研修で、個人情報の取扱いに関する研修を実施し、横浜市長及び法人理事長宛の誓約書を取ります。

在職職員については、毎年「個人情報チェックリスト」の記入を行い、個人情報保護についての認識を再確認し、個人情報の取扱いに関する職員全体研修を実施します。

個人の情報誤送付については、ご利用者ご家族宛の文書送付を３人の職員でチェックし、個人情報を含む文書類のＦＡＸは、個人が想定される内容を消去し２人の職員で送付先確認を行います。

＜運営状況の公開について＞

法人の運営状況については、毎年事業報告書をまとめ、施設受付にて閲覧できるようにします。又、ケアプラザの運営状況については、運営協議会において、詳細なデーターを示しわかり易く説明を行います。

法人ホームページにおいても法人全体の事業報告、決算報告を公開し、日々の事業活動については、最新情報をブログにて公開します。

＜人権尊重への取り組み＞

当法人では人権尊重を基本理念としており、新入職員研修をはじめ、様々な場面で職員への浸透を図っています。また毎年１回、所内研修として人権研修を開催しています。こうした取り組みを基に各サービスを行っていきます。

(7) **環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組**

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ５．３（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

＜環境への配慮＞
省エネルギー対策については、利用者の利便性や快適性、職員の労働環境に配慮した部分での対策を行います。具体的には、電力消費モニターを設置することにより、計画的な節電に努めます。裏紙の使用については、個人情報の流出等に配慮しながら安全な部分のみ行います。
グリーンカーテンの設置や、野菜作り事業など環境についての啓発となる事業も実施していきます。
＜市内中小企業優先発注について＞
現在も、取引業者のほとんどが市内の業者です。特に通所介護の食材購入や、小規模な修繕については地域の業者を利用しています。今後もこの体制を続けていきます。

５　事業

(1) **全事業共通**

ア　施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域活動の活性化を目指し貸館機能のＰＲを行い、多様な活動の場として利用いただけるよう努めます。貸館利用状況をＨＰ上でも確認できるようにしていることで、利用しやすい枠の可視化を行うなど利用しやすさを意識し、また希望枠が重なった場合には調整を行い公正に利用いただける環境で運営します。
駅からのアクセスの良さを活かすため、学生や仕事帰りの方々の利用を目指し活動モデルを自主事業として実施するなど積極的なアプローチを行います。
情報提供に関しては、毎月「おどりばケアプラザ新聞」を発行し中田・しらゆり両連合町内会に回覧します。また、中田地区については、中田地区経営委員会が発行する中田地区情報誌「中田かわら版」を踊場ケアプラザ新聞の裏面に掲載し、地域イベント情報とケアプラザ情報が一緒に回覧されるシステムとします。
総合相談の地域への周知や情報提供については、上記機関紙に加え、地域サロン、自治会組織の定期的な会合へ参加し周知に努めます。
現在運営しているWEBサイト「中田白百合地域情報サイト」の内容をより一層充実させ、様々な地域情報を発信します。

イ　総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応ついての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

高齢者については、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが中心となって情報提供を行っていきます。
子ども・障がい分野に関しましては地域活動交流コーディネーターが中心となり情報提供を行います。子ども分野では自主事業として子育て応援スペースを区子育て応援サポーターと協働し相談支援・情報提供の場としていく他、子育てネットワークを活用し区こども家庭支援課、子育

て支援拠点すきっぷ、エリア内保育園、幼稚園、親と子のつどいの広場や地域主任児童委員、子育て支援者、各サロンと連携し支援の輪を広げます。

障がい分野ではエリア内事業所と対話の場や協働事業を通し課題感の共有を行い、具体な支援事業実施の際に専門機関として協力いただきます。学齢期のサービスが充実する一方で成人層の居場所が求められている状況に対し当事者、家族のご意見も聞き取りながら地域としての実施を目指します。

ウ　各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザは地域の様々な方が利用する施設です。特に高齢者については、ボランティア活動や介護予防活動にはじまり、相談対応、デイサービス等の介護サービス利用まで、部門は違えども一人の方と長期間関わることが特徴であり利点であると考えています。また、当プラザの目標である「地域の皆様に安心と楽しさを提供し信頼を得ること」を達成するためにも部門間連携は欠かせません。

部門間連携は、毎月各部門のリーダーを集めた「代表者会議」を行い、情報共有を進めるとともに、包括三職種と両コーディネーターに施設長を加えた「６職種会議」を行っていきます。事業ごとに月例会を行い、情報や運営方針が全職員にまでもれなく周知される体制にします。

関連施設との連携に関しては、踊場地域ケアプラザの立地としてエリアの端にあることからエリア内コミュニティハウスや地区センターにご協力いただき、会場として利用させていただく他、協働という形で連携して行きます。

エ　地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の福祉保健活動の拠点として、地域ケア会議や子育てネットワークなど地域で行われているネットワークの中心的役割を担っていきたいと考えています。

連合町内会や民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会などの地域活動団体や、高齢者施設、障害者施設、保育園、学校などの関連機関との関係を継続するとともに、和みの会（地区センター、コミュニティーハウス）や JA 南農協、生活協同組合、NPO 法人日本園芸療法研修会など、福祉保健分野に限らず地域で活動する団体と連携を図っていきます。

地域団体が行う様々なイベントや事業に職員が参加することで信頼関係を深めていきます。

オ　区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

各種会議にて運営方針、事業を理解し自主事業及び地域支援に反映させます。
介護予防、子育て支援、不登校・ひきこもり支援などそれぞれに自主事業として実施し状況など定期的に共有すると共に、区域の取り組みにも積極的に参加します。
また区民活動支援センターとの協働として、人材バンクの活用、人材バンクへの紹介、事業実施の場としても活用いただくなど行います。区役所から距離がある一方で、地下鉄、バスでの利便性が高いことから、他部署事業でも活用いただき必要に応じて共催とするなど協働します。

カ　地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

域福祉保健計画については、推進チームの一員として、これまでに培った地域との関係を活かし、最も地域の側で支援を行う立場として情報を提供するとともに、地域と行政との調整役として機能したいと考えています。
地域の組織が時勢と共に変容する中で計画の為の策定・推進ではなく、地域で取り組まれている事を地域課題と結びつけることで、無理なく有用な実施に向けた支援を行う他、広く地域の方が緩やかに計画や地域活動に関われるよう、様々な事例なども情報提供しながら取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザの運営する自主事業は、地域の福祉保健活動を推進する活動の一つだと認識しています。地域福祉計画や地域状況を考慮し地域の関係団体と連携を取りながら事業を開発運営していきます。企画をすべてプラザの自主事業とするのではなく、地域主体で事業化可能なものに関してはプラザの事業とせず支援を行う、もしくは地域団体と協働しながら事業運営を行うなど柔軟に対応していきます。
運営事業については随時事業評価を行い、事業の修正、終了、自主化等を検討していきます。基本的には「誰でも参加できる」を主眼に置き多世代交流を目指し、テーマに関しては「福祉色」を敢えて強めないなど一部の人の参加に偏らず、地域で活動するきっかけとして実施します。高齢分野ではスマホ講座を実施し、スマホを活用した外出を行うなど介護予防に繋げます。また、ボランティアとして高校生に協力いただくなど多世代交流の場としても活用します。
子育て支援に関しては地域子育てサロンと役割分担をし、初めて地域活動に参加される親子や賑やかな場が苦手な方に向けて子育て応援スペースとして実施します。
障がい分野では、成人層や未就学の方に向けた余暇支援や情報提供の場を地域活動ホーム、子育て支援拠点、区と協働しながら実施します。
その他では転入され地域との繋がりが薄い方々が泉区また中田、しらゆり地区の良さを感じ地域と繋がる機会として地域の魅力の一つである自然を活かし、野菜の生育・収穫を行う事業や種まきから始めるそば打ちなど地域団体や農家など地域連携を活かし実施します。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

WEB サイト「中田白百合情報サイト」で部屋の利用状況を公表し、自宅からでも活動予定や部屋の空き状況が把握できるようになっており、アクセス数も伸びてきています。引き続きサイトの情報を充実させるとともに最新の情報をアップすることで、スムーズな利用に繋げていきます。

「中田白百合情報サイト」の情報は受付のモニターでも掲示しています。このモニター（タッチパネル）で活動団体の予定や活動内容などが簡単に閲覧できるようになっています。またこのモニターはウォーキングポイントのリーダーとも連携しており、多くの方がケアプラザを訪れ閲覧しています。これを活かし、活動団体やプラザの事業を周知していきます。

年１回、利用団体の連絡会を開催し、各団体に福祉保健活動団体としての意識付けを行うとともに、プラザに対しての要望や課題を伺う機会としています。連絡会だけではなく、日々利用団体から出た質問や課題などについて、日常的にも出来るだけ改善し、ケアプラザからの回答と併せ掲示することで、利用しやすさに努めます。

ウ　ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ケアプラザに来所するボランティア希望者に対しては、コーディネーターもしくはサブコーディネーターがヒアリングを行い詳細な希望を把握するとともに、デイサービスや地域交流事業などプラザ内での活動だけでなく、地域で行われているボランティア活動全般を紹介していきます。

区内他ケアプラザや区社会福祉協議会、区民活動支援センターと連携を図り、担当地域だけではなく区エリアでのボランティア活動情報を把握し、より希望者に合った活動をコーディネートしていきます。

プラザで活躍するボランティアは勿論、地域サロンや体操教室など、地域で活動するボランティアに対しても、職員派遣や研修などを通じて育成、支援を行っていきます。

エ　福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域で行われる様々な活動にコーディネーターをはじめ職員が直接足を運び活動に参加することで人材の把握や情報収集を行います。またケアプラザを拠点として活動している団体に関しては、施設団体連絡会を通して、地域福祉団体としての意識付けを行うとともに、活動の詳細な情報を把握していきます。

こうして把握した情報は、所内での活動パネル掲示や、機関誌「おどりば新聞」での地域への周知、WEB サイト「中田白百合地域情報サイト」に日々アップするなど、複数の手段で情報提供を行っていきます。

また中田地区経営委員会の取り組みとして区補助金事業にもなっている新規情報発信プロジェクトに参加し、発信者の発掘育成やインターネット配信など新たな試みで多世代へ発信する仕組みに参加します。しらゆり地区においてもおどりば新聞の中面を地区情報発信のばとして活用いただけるよう取り組みます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア　高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

生活支援ボランティアグループの定例会に出席し、依頼の内容から、高齢者の生活上のニーズを把握、分析しています。 また、地域サロンに出向く中で、地域の高齢者に直接生活上のニーズを聞くことも行っています。民生委員との連携の中で、どのような相談が民生委員にあるのかを把握し、地域の高齢者のニーズ把握、分析に役立てていきます。

イ　多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法及び多様な主体との連携方法について、具体的な取組を記載してください。

泉サポートプロジェクトに登録いただいている施設、企業の出来ることを把握、また新たにサポートプロジェクトに登録いただける施設、企業を増やし、担当地域の社会資源の把握に努めていきます。 また、中田しらゆり地区の施設連絡会「中田踊場を耕す会」を定期開催し、施設がつながることで出来る地域貢献について検討を重ねています。生活支援コーディネーターとして、施設、企業が出来ることと地域が求めていることのマッチングを行い、地域の中の連携強化を図っていきます。

ウ　目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

しらゆり地区外出支援勉強会を定期的に開催し、外出に困っている高齢者に対してどのような支援が地域として行えるか、検討を重ねています。 買い物に困っている方への支援として、買い物バスツアーを検討し、実際に勉強会メンバーで夢が丘ソラトスへ買い物ツアー体験を行い、どのような課題があるのかを体験を通して把握しました。また地域の外出に関する困りごとの把握の為、アンケートを作成しました。

エ　高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターとの連携や、地域の会議やサロンに出向くなかで高齢者の生活上のニーズを把握し、また地域での活動団体との連携から社会資源を把握し、ニーズと取り組みを適切にマッチングするように努めています。 また既存の社会資源では対応できないニーズについて、地域に必要な取り組みとして把握し、新たな社会資源の創出についても地域の活動団体や施設・企業との連携から検討を重ねています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア　総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

引き続き地域住民が抱える介護や日常生活上の課題に対応していくとともに、近年増加しつつある、65 歳を迎え介護保険に移行した障害者や、8050、多世代・多問題型のケース等、従来までの高齢者福祉の分野にとらわれず、多様な相談にも対応できるよう、関係機関と連携を密に取り組んでいきます。 また、どの職種が対応しても途切れない支援ができるように情報共有をし、三職種が協働し相談に対応できるようにしています。

イ　認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

家族介護者の負担軽減、情報交換の場として、引き続き毎月介護者懇談会を実施していきます。スーパーや郵便局等地域から認知症関連の相談も増えているため、クリニックやケアプラザの協力医とも連携をとりながら対応していきます。 エリア内には認知症カフェが 2 ヶ所あり、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、当事者を交えながら地域へ認知症についての普及啓発をしていきます。 昨年は、おどりばだいだい祭り（認知症普及啓発イベント）において、認知症予防や認知症カフェのプログラムの体験会、認知症についての講演会などで地域へ認知症の普及啓発を行いました。

ウ　権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域のサロン等に、成年後見制度やエンディングノート、消費者被害防止に向けた各種講座や注意喚起を行っています。また、「老後のもしも…」に備えるというテーマで開催している権利擁護講座については、地域住民からのヒアリングも踏まえ、旬な話題をテーマに設定し、法律士業、片付け業者等の民間企業、税理士業等の多様な講師を招き開催していきます。令和 6 年度に改定された泉区版エンディングノート「わたしの人生計画帳」に関しても、書き方講座を実施していきます。 オンライン、おどりば新聞（ケアプラザ広報紙）など様々な媒体で、権利擁護の普及啓発や消費被害の注意喚起を引き続き行います。

エ　包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
　月に１回、ケアマネジャー連絡会（区内地域包括支援センター合同開催を含む）を開催し、アンケートをもとにスキルアップや情報共有、ケアマネジャー同士のつながりを深められるようにします。ケアプラン作成時にインフォーマルサービスも組み込めるように生活支援コーディネーターとも連携し、サービスＢの見学会や情報の周知、リストを活用してもらいます。ケアマネジャーが支援困難と感じているケースについては、ひとりで抱え込まないよう関係機関にも相談し多職種で支援するようにしています。

■在宅医療・介護連携推進事業
　退院調整だけではなく、地域の医療機関と連携しながら在宅での療養生活がスムーズに送れるように支援していきます。
『ケアマネジャーのための医療機関・地域連携シート』を作成し、地域のケアマネジャーの業務に役立てていただいています。

オ　地域ケア会議について

　地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

　新型コロナウィルス感染症により地域活動が停止し、地域住民の心身機能の低下が見られたため、担当エリア内の山坂がある地域でも、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、外出がしづらくなった要因や課題を抽出するために個別レベルの地域ケア会議を積み重ねています。
ケース当事者（地域住民）にもビデオ出演してもらい、意見を反映できるよう工夫し、包括レベルの地域ケア会議では地域で何ができるか、地域住民から意見を出し合い、実現可能な取り組みの検討に向け包括レベルの地域ケア会議を開催しています。
会議の開催にあたっては関係機関だけではなく、民生委員・医療・介護・地域住民・法律関係者など幅広い意見が出るよう参加者を考慮しています。また、参加者が互いにネットワークを広げ、地域で新しい枠組みができるように支援します。

カ　指定介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

　事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

　利用者が自立した生活を営めるように、介護保険サービスの利用だけではなく、インフォーマルサービス（地域の体操教室など）の参加につながるように情報共有・提供を行い、自立支援の視点を継続して持てるように働きかけていきます。
ケアマネ連絡会で介護予防支援・介護予防ケアマネジメント研修を行い、資質の向上に努めていきます。
相談者に意向を確認しながら、居宅介護支援事業所へ業務委託をしています。自事業所でも専任の予防プランナーが１名在籍しており、更に１名を採用し充足させていきます。

キ　一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域住民が継続的に介護予防に取り組む機会が得られるよう、自主事業として「IMO 体操」「あじさい体操教室」「ふまねっと」を通年で運営しています。自発的に若いうちからの健康寿命延伸および社会参加に取り組めるよう、介護普及啓発事業も内容・開催場所・開催時間等工夫し今までケアプラザにつながりのなかった層の参加を増やしています。また、オンラインや踊場新聞、近隣店舗の協力等、様々な媒体を使い、地域住民に広く介護予防の情報を提供できるようにしています。

ク　多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種連携研修に参加し、多職種とのネットワークを構築するとともに、地域住民に必要な支援が行き届くように、地域の関係機関と情報交換をしながらそれぞれの強みを活かしていけるようなネットワークづくりを進めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

法令順守に努め、公正中立の立場で、サービスの向上に努めます。 特定事業所として、ケアマネジメントプロセスを踏まえ、利用者本位の自立支援に資する質の高い適切なプランを提供いたします。 介護支援専門員は、アセスメント力の向上や医療、精神、法令などの多方面の知識習得の為研修に積極的に参加いたします。 介護予防支援事業者でもある包括支援センターとは綿密な連携を図り、状態の悪化がみられた際には早急な対応を行えるような体制を整え、利用者の不利益にならないよう相談体制を整えております。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（いずみ野地域ケアプラザ以外）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

＜通所介護サービスの運営方針＞、

① 利用者に、満足した一日を過ごしていただく。

② 利用者に尊厳を持って接する。

③ 利用者の安全性を確保する。

④ 利用者の身体拘束は行わない。

⑤ 利用者の個人情報を守秘する。

⑥ 利用者のニーズに答え個別の対応を行う。

以上の方針の下で、ケアプラザにある通所介護事業所として、地域からの要望に対して基本的にお断りすることなく受入、利用者・家族の事情を配慮し、臨時利用・振替利用等についてもケアマネジャーの指示により積極的利用者を受け入れていきます。

これらにより、利用者が自立した日常生活を営めるよう支援し、又利用者家族の介護負担を軽減します。

＜サービスメニューについて＞

通所介護事業の基本とされる、送迎・入浴・食事等のサービスメニューに加えて以下のサービスメニューを実施します。

・毎朝の送迎前に各家庭に電話し、利用者の体調・お迎えの時間等の確認連絡を行います。

・利用者さまの健康促進を目的とし口腔機能向上プログラムを実施しています。

・少人数で行う個別機能訓練を看護師の指導のもと行っています。

・レクレーションに関するアンケートを実施し、外部講師を招いて創作活動の提供を行い個別レクレーションの充実を図ります。個別レクリエーションの時間帯には、（習字・唄・手芸等）好みの趣味活動を行います。

〈地域密着型通所介護サービスの運営方針〉

① ご利用者様をよく理解し介護にあたります。

② お一人お一人向き合い個別の対応をします。

③ 水分補給に力を入れます。

④ スキンシップを大切にして不安感を軽減します。

⑤ 適度な運動を行います。

以上の方針の下で、地域密着型の通所介護としてご利用者一人一人に対応したサービスを運営します。

〈サービスメニューについて〉

通所介護事業のサービスに加えて地域密着型通所介護として以下のサービスを提供します

・水分量の記録を行い脱水症の予防に積極的に取り組みます。

・アニマルセラピーとして動物(犬・金魚・亀)と触れ合う事で様々な感情を引き出します。

・不安感を和らげる為にタッチングケア・ハンドケア・フットケア等のマッサージを行います。

・気分転換や機能訓練を兼ねて、ベランダの花植えや水やり、野菜の収穫を行います。

６　収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理事業所として、事業を継続し地域の皆様にご迷惑を掛けないように適切な収支計画を作成します。地域交流事業・地域包括支援センターに関しては、指定管理料を適切に運用し事業運営を行います。 施設の修繕に関しても泉区と常に調整しながら指定管理料から修繕費用を捻出し、ご利用者の安全や施設の使いやすさを維持していきたいと考えています。また、指定管理料からの支出が困難な場合は、介護保険事業からの収益を支出に充てます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

＜利用料金の収支の活用＞ 地域交流事業や地域包括支援センターで行う各事業については、場所代や材料等の実費相当の負担を利用料としています。そのため、利用料収入はほとんど期待できません。 一方介護保険事業については、介護保険法に則った利用料金です。泉区は事業所が多く競争が激化していますが、指定管理者としてプラザ事業を継続していくためにも、適切な収益をあげていきます。収益は介護保険事業だけではなく、ケアプラザ全体の運営に活用していきます。 ＜運営費等について低額に抑える工夫＞ 近年光熱水費、特に電気・ガス料金の値上げが続いています。常に無駄な使用が無いようにチェックをしていきます。特に電力については、電力消費モニターを設置し、計画的な使用を推進します。 備品や消耗品の購入に関しては、インターネット業者や通販業者も活用して低額に抑えます。 費用の大きなものに関しては、入札や相見積を行い、支出を削減します。

様式イ－①

指定管理料提案書
（横浜市踊場地域ケアプラザ）

1　指定管理料提案書

（1）地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	[redacted]				
人件費	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□					
事業費		地域交流各種事業経費 （講師謝金　材料費等）	□					
事務費		備品購入費 中田白百合情報サイト運営費 PCネットワーク関連	□	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 （各種保守点検費）	□	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円	6,500,000円
小破修繕費		・小破修繕費　474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		＜介護保険収入等を充当する場合は記載してください。＞		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.125人工））＋（地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

（2）地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	[redacted]				
人件費	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費		包括支援センター自主事業経費 （講師謝金、材料費等）	□					
事務費		PC関連購入費 自転車購入費 車両維持費	□	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 （各種保守点検費）	□	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費　126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医　630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		＜介護保険収入等を充当する場合は記載してください。＞		-3,143,000円	-3,143,000円	-3,143,000円	-3,143,000円	-3,143,000円
合計				38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円
		うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円

※2：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.375人工））＋（地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

（3）生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	[redacted]				
人件費	賃金水準スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費		生活支援自主事業経費	□					
事務費		PC関連等	□	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

（4）一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部経費の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師謝金、材料費等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
	うち団体本部経費		0円	0円	0円	0円	0円

様式イ－②

収支予算書
（横浜市踊場地域ケアプラザ）

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市支払想定額	地域ケアプラザ運営事業	22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円	22,057,000円
		地域包括支援センター運営事業	38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円	38,238,000円
		生活支援体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			66,634,000円	66,634,000円	66,634,000円	66,634,000円	66,634,000円
	介護保険事業収入	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円
		居宅介護支援事業	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円
		通所系サービス事業	135,000,000円	135,000,000円	135,000,000円	135,000,000円	135,000,000円
			166,500,000円	166,500,000円	166,500,000円	166,500,000円	166,500,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			233,134,000円	233,134,000円	233,134,000円	233,134,000円	233,134,000円
支出	内訳	人件費	191,000,000円	191,500,000円	192,000,000円	192,500,000円	193,000,000円
		事業費	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
		事務費	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円	8,000,000円
		管理費	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円	24,000,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			233,000,000円	233,500,000円	234,000,000円	234,500,000円	235,000,000円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支			134,000円	-366,000円	-866,000円	-1,366,000円	-1,866,000円

様式イ－③

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
（横浜市踊場地域ケアプラザ）

1　地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

（1）地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

（2）地域ケアプラザ所長以外

			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等		基礎単価					
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時雇用職員等	①	基礎単価					
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価					
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2　地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

（1）地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

（2）地域ケアプラザ所長以外

			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等		基礎単価					
		配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
臨時雇用職員等	①	基礎単価					
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3　生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規雇用職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4　人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

地域交流事業臨時職員　サブコーディネーター5名
包括支援センター臨時職員　事務員1名